

兵庫地方最低賃金審議会

第2回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月10日(火) 9時55分～11時43分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	坂本委員、三上委員
労働者委員	篠崎委員、橋本委員、森田委員
使用者委員	東委員、今井委員、倉本委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 定刻より少し早いですが、皆様お集まりですので、ただ今から第2回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、梅野委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては、坂本部会長にお願いいたします。</p> <p>○坂本部会長 それでは、議題に入りたいと思います。 議題については、前回の引き続きとなりますが、議題(1)「兵庫県自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。 前回、8月27日の専門部会では、労使からそれぞれ、今年の自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考えをお聞きしました。</p>	

前回のそれぞれの御意見としましては、労働者側は、自動車は基幹産業であり、そのなかで自動車を販売していくことが、その支えになっている。特定最賃を上げて自動車産業の魅力を向上させて、若い人等の人材確保を目指す必要がある。そのため、特定最賃は魅力の一つの指標になるということで改正の必要性はあると考えているということでした。

使用者側は、自動車業界を見てみると、今年は販売減少に転じている。登録台数については、全国的にも兵庫県自体も約10パーセント減少している。これについては認証不正問題等が影響していると思うが、それだけではなく、若い人が車離れ、カーシェアリングを使って車に乗るといった色々な考え方も出てきて、昔のように車を持つというような考えから大きく変化してきている。また、一時期は完全に電動化・自動化ということで、100年に一度の大きな変革期を迎えてはいると言われたが、色々な見直しがされている状況である。それに伴って自動車小売業もその変化を受けながら新しいビジネスモデルをこれから構築していく必要があり、なかなか先行き不透明という状況にある。また、自動車小売業と言っても、小売であったり、整備であったり各社によってその比率が違ったり、業態も違ってきている。こういう状況のなかで、一律自動車小売業と扱うのは非常に難しいと考えるため、使用者側としては改正の必要はなしと考えている、というご主張で、意見の一致には至りませんでしたので、本日も引き続き審議を進めていきたいと思えます。

前回同様、最初に労使それぞれの打合せは必要でしょうか。

○労使委員

はい。

(労使それぞれ、別室で意見調整。)

○坂本部長

それでは、審議を再開します。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側でそれぞれ今年の自動車小売業最低賃金に係る改正決定の必要性について検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

まず、使用者側委員からお願いします。

○倉本委員

使用者側委員の考えを述べさせていただきます。

前回、基本的な考え方を申し上げまして、特に付け加える事はございません。

結論としては、「改正の必要性はなし」という事でございます。以上です。

○坂本部長

それでは、次に、労働者側委員からお願いします。

○篠崎委員

はい、労働者側からも前回と同じですが、もう一度説明させていただきますと、特定最賃は労働力の質向上、事業の公正な競争という目的もあることで、メーカー、特に販社と町の事業所では賃金が違う。町の事業所では、働く人が個人個人で事業所との交渉は難しいということもありますので、自動車産業を支えるためにも魅力向上を考えても特定最賃は必要です。

自動車産業というものは、最先端技術が使われています。世界の物流、日本の物流、産業も支えています。自動車産業はとても必要な産業であり、その魅力を高めるためにも特定最賃は必要と考えます。

一方、自動車産業は改善したとはいえども、未だ長時間労働や3K等の問題もあり、他産業と比べて魅力が足りない部分もあります。

これは、伸びるところもあり、その一端に賃金もあります。賃金を上げることにより、働く人のアドバンテージにもなります。それによって、裾野が広い自動車産業をこれからも支えていけるとお思いますので、是非是非、特定最賃をよろしくお願ひします。

また、各企業において設定されている企業内最賃についても考慮していただければと思うのでよろしくお願ひします。

○坂本部長

はい、労使双方の御意見はお伺いしましたが、御意見が異なるようですので、ここからは前回、公益側委員がそれぞれから順番にお話しをお聞きしましたので、労使でお話していただければと思いますが、よろしいですか。

○労使委員

はい。

(別室にて労使会議)

○坂本部長

それでは審議再開しますが、労使で異議頂いた結果を、お話をしていただければと思いますが、使用者側からの御意見、議論踏まえて、今の状況を教えて頂けますでしょうか。

○倉本委員

はい、それぞれ必要性あり、なしで、2回にわたってお話をさせていただいていますが、労使それぞれお互いに状況を言いましたが、平行線というのが今の状況ですが、

よろしいですか。

○篠崎委員

そうですね。

○坂本部長

はい、わかりました。

それでは公益側委員と使用者側委員でお話させていただければと思いますが、よろしいですか。

○各委員

はい。

○坂本部長

はい、それでは別室にてお願いします。

(別室にて公使会議、労使会議)

○坂本部長

それでは、審議を再開します。

時間の関係もありますので、本日は、ここで審議を終了し、次回において引き続き審議したいと思います。

労使双方のお話をお聞きしましたが、本日の段階では労働者側は業界全体の魅力を伝えていくための一つの指標であるため、必要性ありだとの御意見はかわらず、使用者側は自動車小売業の特定最賃の枠組み自体不要ではないか、ということで必要性なしということでしたので、意見の一致には至っておりません。

労使とも、もう少し審議を重ねたいという意向もありますので、次回引き続き必要性の有無について審議したいと思います。

では次回の日程等について、事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい、では事務局より次回の日程について、調整をさせていただきます。

次回ですが、9月12日(木曜日)午前9時00分からはいかがでしょうか。

○各委員

大丈夫です。

○坂本部長

では次回は、9月12日（木曜日）午前9時00分からの開催とします。
次回は改正必要性審議の3回目ですが、引き続き公開とします。
事務局は他に連絡事項ありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○坂本部長

それでは、本日の審議は終了とします。お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

坂本 知可

橋本 欣也

倉本 信二